

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

中国（広島）厚生年金 事案 3124

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 5 月 21 日から 23 年 2 月 17 日まで

平成 21 年 5 月から 23 年 2 月までの期間、A社に勤務し、申立期間に支給された給与から厚生年金保険料が控除されているが、年金事務所の記録は、給与支払明細書の控除額に見合う標準報酬月額と合致していないので、控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書及びB市が保管する住民税課税基礎資料から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格取得時の報酬月額を給与支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と異なる額を届け出ている上、同明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は年金事務所）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、同明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3125

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 20 日

申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料が控除されていたが、年金事務所の記録には当該賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B本社の事務担当者が保存していた資料「2003 夏支給控除」（平成 15 年夏季分）及び同僚が保管する申立期間に係る賞与明細書等から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記のA社B本社の事務担当者が保存していた資料から確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3126

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 20 日

申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料が控除されていることを記した賞与明細書を所持しているが、年金事務所の記録には当該賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「2003 年夏季賞与明細書」（平成 15 年夏季分）等から判断すると、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書から確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3127

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は38万1,000円、同年12月12日は36万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

申立期間①及び②に支給された賞与において、厚生年金保険料が控除されていることを記した賞与明細書を所持しているが、年金事務所の記録には当該賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「2003年夏季賞与明細書」（平成15年夏季分）及び「2003年冬季賞与明細書」（平成15年冬季分）等から判断すると、申立人に対する平成15年夏季の賞与は38万1,000円、同年冬季の賞与は36万5,400円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の同僚の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から当該冬季賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることが確認できることから、当時、未払金となっていたことが確認できる。

また、当時の事業主は、「平成16年8月*日に強制破産され、社会保険に係る関連資料は破産管財人が管理した。」と供述しているところ、破産管財人から送付された「配当通知書」及び平成15年12月分の賞与（27万6,000円）の振り込みが確認できる預金通帳の写しから判断すると、申立てに係る

冬季の賞与は申立期間（平成 15 年 12 月 12 日）に支給されるものであったことが推認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書から確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 20 日は 38 万 1,000 円、同年 12 月 12 日は 36 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3128

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は25万円、同年12月12日は26万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

申立期間①及び②に支給された賞与において、厚生年金保険料が控除されていることを記した賞与明細書を所持しているが、年金事務所の記録には当該賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「2003年夏季賞与明細書」（平成15年夏季分）及び「2003年冬季賞与明細書」（平成15年冬季分）等から判断すると、申立人に対する平成15年夏季の賞与は25万円、同年冬季の賞与は26万8,800円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②については、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から当該冬季賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致している金額が申立人の銀行口座に振り込まれていることが確認できることから、15年12月の賞与については、当時、未払金となっていたことが確認できる。

また、当時の事業主は、「平成16年8月*日に強制破産され、社会保険に係る関連資料は破産管財人が管理した。」と供述している上、申立人は、平成15年12月の冬季賞与は事業所が倒産した後弁護士から支払われたとして

おり、オンライン記録からA社に係る冬季の賞与支給日は12月の第2金曜日（平成14年12月13日、9年12月12日、8年12月13日）であることなどから総合的に判断すると、申立てに係る冬季の賞与は申立期間（平成15年12月12日）に支給されるものであったことが推認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書等から確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年8月20日は25万円、同年12月12日は26万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3129

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月25日、同年12月22日、16年7月26日及び同年12月20日は18万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月20日

平成15年7月、同年12月、16年7月及び同年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたように記憶しているが、申立期間に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①から④まで（以下「申立期間」という。）に係る所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人及びA社の事務担当者の供述並びに雇用保険の加入記録から、申立人は、採用当初からB社に勤務し、給与等についても同事業所から受けていたところ、厚生年金保険の被保険者資格の取得については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、同事業所の支部長（A社の社長）の指示によりA社において、申立人を厚生年金保険の被保険者として資格取得させていた旨を供述している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿において確認できる賞与額から、平成15年7月25日、同年12月22日、16年7月26日及び同年12月20日は18万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（鳥取）厚生年金 事案 3130

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年6月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月8日から同年7月1日まで

A社に昭和52年6月8日から同年8月下旬まで勤務した。所持している給与明細書（6月、7月及び8月分）のうち、同年7月分及び同年8月分に厚生年金保険料の控除が記載されているが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持するA社に係る給与明細書及び給与辞令書から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する昭和52年6月分から同年8月分までの給与明細書によると、同年7月分及び同年8月分について、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年8月26日であることから、当該事業所における厚生年金保険料の控除方法は、翌月控除であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和52年7月分の給与明細書の保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（山口）厚生年金 事案 3134

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 10 日

私は、平成 19 年 8 月に A 社から支給された夏期賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「19 年夏期賞与」と表記された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、A 社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の貸金台帳等の資料を保管していないため不明であるとしており、このほかに確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3135

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月24日は17万9,000円、同年12月12日は24万1,000円、16年7月6日は21万4,000円、同年12月7日は23万8,000円、17年7月12日は24万円、同年12月8日は26万1,000円、18年7月19日は25万5,000円、同年12月14日は26万3,000円、19年7月11日は26万円、同年12月11日は25万5,000円、20年7月8日及び同年12月17日は30万4,000円、21年7月8日は31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月12日
⑥ 平成17年12月8日
⑦ 平成18年7月19日
⑧ 平成18年12月14日
⑨ 平成19年7月11日
⑩ 平成19年12月11日
⑪ 平成20年7月8日
⑫ 平成20年12月17日
⑬ 平成21年7月8日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①から⑬までの賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間①から⑬まで（以下「申立期間」という。）に係る賞与明細書、A社から提出された申立期間⑦から⑬までに係る賃金台帳及び申立人の取引銀行から提出された申立期間に係る申立人名義の預金取引明細表により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の諸資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年6月24日は17万9,000円、同年12月12日は24万1,000円、16年7月6日は21万4,000円、同年12月7日は23万8,000円、17年7月12日は24万円、同年12月8日は26万1,000円、18年7月19日は25万5,000円、同年12月14日は26万3,000円、19年7月11日は26万円、同年12月11日は25万5,000円、20年7月8日及び同年12月17日は30万4,000円、21年7月8日は31万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3136

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月24日は5万円、同年12月12日は17万6,000円、16年7月6日は15万6,000円、同年12月7日は16万4,000円、17年7月12日は16万5,000円、同年12月8日は17万9,000円、18年7月19日は17万4,000円、同年12月14日は18万円、19年7月11日は17万8,000円、同年12月11日は17万5,000円、20年7月8日は23万2,000円、同年12月17日は23万7,000円、21年7月8日は24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月12日
⑥ 平成17年12月8日
⑦ 平成18年7月19日
⑧ 平成18年12月14日
⑨ 平成19年7月11日
⑩ 平成19年12月11日
⑪ 平成20年7月8日
⑫ 平成20年12月17日
⑬ 平成21年7月8日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①から⑬までの賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間①から⑬まで（以下「申立期間」という。）に係る賞与明細書、A社から提出された申立期間⑦から⑬までに係る賃金台帳及び申立人の取引銀行から提出された申立期間に係る申立人名義の預金取引明細表により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の諸資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年6月24日は5万円、同年12月12日は17万6,000円、16年7月6日は15万6,000円、同年12月7日は16万4,000円、17年7月12日は16万5,000円、同年12月8日は17万9,000円、18年7月19日は17万4,000円、同年12月14日は18万円、19年7月11日は17万8,000円、同年12月11日は17万5,000円、20年7月8日は23万2,000円、同年12月17日は23万7,000円、21年7月8日は24万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（山口）国民年金 事案 1523

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年3月まで

私は、昭和47年5月にA市からB市に転入した際、同市で国民年金に加入した。

その後、夫の転勤に伴い、C市及びD市に住所地を有したことがあったが、転入の都度、それぞれの市役所で国民年金の手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっているので、当該期間の加入及び保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の同記号番号の前後の任意加入被保険者の国民年金被保険者資格取得日から、昭和52年4月頃にA市において払い出されたものと推認される上、当該払出管理簿の「被保険者資格の得喪年月」欄には、取得が「52.4」及び喪失が「57.12」と記載されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人は、当該記号番号により同年4月1日を資格取得日として国民年金に任意加入し、57年12月1日に被保険者資格を喪失しており、当該払出管理簿の記録と符合することから判断すると、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、役所や金融機関で納付したが、具体的な納付方法等は覚えていない。」としており、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、申立人は、B市で国民年金の加入手続きを行い、C市及びD市に転入の都度、市役所で住所変更の手続きを行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間は5年間と長期間であり、このような長期にわたり複数の

行政機関が申立人の国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い上、仮に申立期間当時において国民年金に加入していたとすれば、申立期間直後の昭和 52 年 4 月に転入した A 市で前述の記号番号が新たに払い出されることも不自然である。

加えて、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（島根）国民年金 事案 1524

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から62年3月まで

私は、平成3年又は4年頃にA市（現在は、B市）の市役所窓口において、申請免除となっていた申立期間に係る国民年金保険料を現金で一括して納付した記憶があるにもかかわらず、当該期間が免除の記録のままとされているので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年又は4年頃にA市役所の窓口で免除となっていた申立期間に係る国民年金保険料を現金で一括して納付したと主張しているが、追納に係る国民年金保険料については、制度上、市区町村が収納することができないところ、B市は、「平成6年頃の元A市の国民年金担当であった者は、前任者から追納に係る国民年金保険料を役場の窓口で収納するとの事務引継ぎを受けた覚えは無い上、担当時に市役所の窓口で収納することは無かったと証言している。」と回答していることから判断すると、申立人が一括納付したとする3年及び4年頃においても同様の取扱いが行われていたものと推認でき、申立人は、A市役所の窓口で追納保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、「A市役所の窓口で申請免除期間である申立期間に係る国民年金保険料を一括納付した。」と申し立てている以外に、申立期間の国民年金保険料の追納に係る具体的な記憶は無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3131

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 6 月 5 日まで
② 昭和 48 年 10 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 48 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月に A 社に入社した。その後、会社の指示により就職先と取引関係のあった B 社で勤務することとなり、同年 5 月 1 日から同年 11 月末まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に申立期間当時勤務していた同僚の供述から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社は現在存在しておらず、事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記の同僚は、「当該事業所では、入社後に 1 か月ぐらいの試用期間があったと思う。」と供述している。

さらに、B 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、資格取得日は昭和 48 年 6 月 5 日、資格喪失日は同年 10 月 21 日と記録されており、この記録はオンライン記録と一致している上、遡及訂正処理が行われた形跡も無い。

加えて、A 社が保管する申立期間①及び②の前後に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3132

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 51 年 4 月 1 日から A 社 B 事業所に同年 4 月 30 日まで勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月 1 日に臨時職員として A 社 B 事業所に採用され、同年 5 月 1 日付けで B 事業所に正職員として勤務を命ぜられていることが、人事記録から確認できる。

しかし、B 事業所は、申立期間当時の資料を保管しておらず、保険料控除の有無について確認ができない上、申立人が記憶する同僚二人に照会したが、申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかったほか、そのうち一人の同僚も申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、B 事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票は無く、雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3133（広島厚生年金事案 2479 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 35 年 3 月 6 日まで

A社に係る厚生年金保険の被保険者期間について脱退手当金を受給した記録となっているが、同社から脱退手当金等、一切受け取っていない。また、私が同社を退職した頃に入社した同僚が、脱退手当金を受給していないことを証言してくれている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録が記載されているページ及びその前後3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和35年3月の前後3年以内に資格喪失した者12人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8人に脱退手当金の支給記録があり、うち申立人を含む7人が約3か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年5月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に年金記録確認広島地方第三者委員会（当時。以下「広島委員会」という。）の決定に基づき、平成24年4月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、改めて脱退手当金を受け取った記憶は無いと主張し、A社を退職した頃に同社に入社した者（一人）が、申立人が脱

退手当金を受給していないことを供述してくれるとして申し立てしているところ、当該同僚は、「一緒に勤務している間に、申立人の脱退手当金について話題になったことは無く、申立人が脱退手当金を受給したか否かは知らない。また、申立人が脱退手当金を受給していないことを裏付ける資料や情報などは持っていない。」と供述している。

このほか、広島委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3137

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年11月15日から27年10月1日まで
② 昭和28年5月2日から29年6月25日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、申立期間②を退職した後、勤務した期間に係る脱退手当金を受け取った記憶が無いにもかかわらず、脱退手当金が支給されたことになっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、保険給付欄に申立期間に係る脱退手当金の支給記録が記載されているとともに、備考欄に当該支給の根拠条文である改正前の厚生年金保険法第69条（昭和29年法律第115号）を示したとみられる「69条」との表記が記載されている上、当該旧台帳のA社に係る申立期間②の資格喪失の原因欄には、「脱手済」と印が押されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①及び②は、当時、それぞれ別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたことが確認できるところ、上記の旧台帳には、脱退手当金を裁定する以前又は同時期に、申立期間②を管理していた記号番号を重複取消処理により、申立期間①で管理する記号番号に統合した痕跡が確認でき、当該旧台帳に記載された記録はオンライン記録と一致している上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の申立期間に係る脱退手当金が支給決定された昭和33年当時は通算年金制度創設前であり、年金を受給するには20年以上の厚生年金保険被保険者期間が必要であったところ、申立人は、A社を退職後は、自営業を営んでいたとしており、以後厚生年金保険には加入することなく、35年10月に国民年金に加入していることなどから、申立人が脱退手当金を受給すること

に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶は無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3138

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで
私がA社B事業所（現在は、C社B事業所。以下「B事業所」という。）に在籍していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が従前の記録に比べて著しく低い額になっており、改ざんの疑いがあるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間の標準報酬月額は、従前1万8,000円とされていたところ、申立期間の始期である昭和32年8月1日から33年9月30日までは1万円に、同年10月1日から34年3月31日までは1万2,000円にそれぞれ変更されていることが確認でき、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている記録と一致していることが確認できる。

また、B事業所において、申立人と同日の昭和29年4月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者109人（申立人を除く。）のうち、申立期間に同事業所に係る加入記録がある者は101人確認でき、そのうち申立人と同時期の32年4月の随時改定により、標準報酬月額が従前の6,000円から1万8,000円又は1万6,000円に大幅に増額変更となっている者は95人いるところ、当該95人のうち、申立人と同時期の同年8月の随時改定により標準報酬月額が減額変更された者は61人確認できる。

さらに、当該61人のうち所在の確認が取れた25人に照会したところ、回答のあった19人のうち15人は、B事業所に養成員として昭和29年4月に採用され、同時にD校に入学し、同校を32年3月に卒業後、同年4月から定時制高校に通いながら勤務したとしており、申立人の履歴と同様であったとしてい

る上、当該 15 人の年金記録をみると、1 人については、申立人の標準報酬月額等の等級と 2 等級差の 10 等級（1 万 4,000 円）であり、3 人は申立人と同じ 8 等級（1 万円）、残る 11 人は 9 等級（1 万 2,000 円）に減額変更されていることが確認できる。

加えて、回答のあった当該 15 人のうち、申立人と同時期の昭和 33 年 10 月の定時決定において標準報酬月額が変更されている者は 5 人確認でき、そのうち 2 人の標準報酬月額等級は申立人と同じ 9 等級（1 万 2,000 円）、残る 3 人は 10 等級（1 万 4,000 円）であることを踏まえると、申立人の標準報酬月額のみが申立期間において著しく低い額で記録されていた状況はうかがえない。

また、B 事業所は、「申立期間当時の厚生年金保険の加入記録も含め賃金台帳等の資料は当事業所に残っておらず、申立人に係る標準報酬月額の届出及び厚生年金保険料の納付は不明である。」と回答している。

なお、申立人は、申立期間の標準報酬月額の記録が従前の記録に比べて著しく低い額になっている上、申立人の B 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び旧台帳に記載された記録において、印鑑及びペン書きが混載されていることが不自然であり、改ざんの疑いがある旨主張していることから、同被保険者名簿において申立人に係る被保険者記録が記載されている頁の前後 21 頁（315 人分）を確認したが、申立期間を含む昭和 31 年 10 月から 34 年 10 月までにおける定時決定及び随時改定として記載されている標準報酬月額は、全て標準報酬月額の印が押されている一方、他の記載箇所には印とペン書きの混載が確認できることなどから、申立人に係る記録のみに「印鑑及びペン書きが混載する」状況は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該標準報酬月額に基づく保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。